

小田 為綱

おだ ためつな 1839 - 1901 現岩手県久慈市に生まれた自由民権派の一人。後年衆議院議員にも選ばれた。掲載史料は、明治十三年（1880）七月から翌十四年十月頃までに作成された憲法構想ないし憲法論で、小田為綱が、元老院「国憲」第三次草案に対し、印また 印で逐条的に評論を加えている。同筆の小田評の他に、もう一人筆者未詳の評も若干添っており、此处ではいずれも該当条の後にそれぞれ組み入れてある。皇帝の廃立に言及しているのが極めて珍しく、全容の前段を抄録したが、最後尾、小田為綱による「貴族院」を排し「二院」を要する意見、さらに憲法尚早論の愚妄に屈せず、世界に冠たる最良の「民権」憲法を約定せずに置かぬという熱血のマニフェストは割愛せず収録した。この優れた民権主張の「評林」の志は、今にも力強く語りかけてくる。

憲法草稿評林

○八余(小田為綱)ガ所見ヲ以テ修正ヲ覓(もと)ム。

八本書評論ニ余(小田)ガ所見ヲ以テ可否ヲ弁論ス。

評 八本評意見ヲ以テ増加セシ法案ノ可否ヲ評論ス。

国 憲

第一編

第一章 皇 帝

第一条 万世一系ノ皇統ハ日本国ニテ君臨ス。

万世一系ノ皇統ハ、日本人民ニシテ誰カ冀望(きぼう)セザルモノアランヤ。是

レ第一条ニ置ケル所以(ゆゑん)也。

第二条 皇帝ハ神聖ニシテ犯ス可カラズ。縦(たと)ヒ何事ヲ為(な)スモ其責ニ任ゼズ。

第二条 夫(それ)皇帝ハ政ヲ天下ニ布(し)キ、以テ法令ヲ明(あきらか)ニスベキヲ欲セラル、ノ地位ニアリテ、自ラ法ヲ乱リ罪科ヲ犯ス為スベカラザルノ所業ヲ為シテ、何ヲ以テ天下人民之(こ)レ是(これ)ヲ則(のつと)ルコトヲ得ンヤ。然ラバ則チ天皇陛下ト雖(いへども)、自ラ責ヲ負フノ法則ヲ立(たて)、后来(こうらい)無道ノ君ナカランコトヲ要スベシ。然レドモ刑ハ責ニ加フルニ忍ビズ、依リテ通常法律ヲ加フベカラズ。故ニ之レヲ責(せむ)ルニ廢帝ノ法則ヲ立ツベシ。

〔「神聖ニシテ犯ス可カラズ」に傍書〕此文、后来ノ法文ト為スニ足ラズ。

第三条 皇帝ハ行政ノ權ヲ統(す)ブ。

第三条 但(ただし)法律ニ定メタル權限アルモノハ此限(このかぎり)ニアラズトノ但シ書ヲ加フベシ。

第三条 第五編、第六編ニ、行政、司法ノ權ヲ掲グ。此条ハ、行政、司法ノ兩權ヲ統ブルヤ論ヲ竣(また)ザルナリ。唯偏(ただひとへ)ニ行政ノ權トスルトキハ、第五編ノ行政ニ紛(まぎら)ハシキナリ。依リテ行政ヲ大政ト修成センコトヲ欲ス。〔この項抹消〕

第四条 皇帝ハ百官ヲ置キ、其黜陟(ちゆつちよく)ヲ主(つかさど)ル。

第四条 挙賢法、試験法ヲ以テ百官ヲ任用ス。監督法、黜罰法ヲ以テ百官ヲ免黜ス。尤(もつとも)議會ノ決議ヲ經ベシ。君民共政大意ヲ見ルベシ。

第五条 皇帝ハ兩院議スル所ノ法案ヲ断ジテ、而シテ之ヲ国内ニ布(し)ク。

第五条 兩院議スル所ノ法案決議ニ抛リ、之レヲ国内ニ布クト改メンコトヲ要ス。

第六条 皇帝ハ陸海軍ヲ管シ、便宜ニ從ツテ之ヲ派遣ス。其武官ノ黜陟(ちゆつちよく)退老ノ如キハ、法律中掲グル所ノ常規ニ遵(したが)ヒ、而シテ皇帝其奏ヲ可ス。

第六条 皇帝ハ陸海軍及国民軍ヲ統轄シ、其軍制及用兵行軍ハ兩院ノ議決ニ抛リテ之ヲ進退ス。武官黜陟ニ於(おけ)ルモ亦第四条ニ抛リテ之レヲ黜陟シ、退老ノ如キハ法律中掲グル所ノ常規ニ遵ヒ、而シテ皇帝其奏ヲ可ス。

第七条 皇帝ハ外国ト宣戰講和及ビ通商ノ約ヲ立ツ。約内ノ事、国幣(こくど)ヲ費用シ国疆(こつきよう)ヲ變易スルガ如キハ、兩院之(これ)ヲ認ムルヲ待テ方(まさ)ニ効アリトス。

第七条 皇帝ハ外国ト宣戰講和及ビ通商ノ約ヲ立テ、約内ノ事、国幣〔国幣〕ヲ費用シ国疆ヲ變易スルガ如キハ、再三天下ノ賢者ニ諮問シ、広ク天下ノ公論ヲ容(い)レ、

而シテ之レガ問題ヲ製シ、尚(な)ホ会議ノ議決ヲ経テ之レヲ行フモノトス。

第八条 皇帝ハ赦ヲ行ヒ、以テ人ノ罪ヲ減免ス。

〔左側に傍書〕但シ即位大賀ノ事故アルニアラザレバ之ヲ行フベカラズトノ但シ書ヲ加フベシ。

〔「皇帝ハ」の下に挿入すべく傍書〕「両院ニ意見ヲ問フテ其准可ニ拠リ」ノ十五字ヲ増加センコトヲ要ス。

第九条 皇帝ハ貨幣ヲ造ルノ権アリ。

第九条 「但シ其員数ニ於ルヤ両院ノ議決ニ従フ」ノ十七字増加センコトヲ要ス。

第十条 皇帝ハ両院ノ議員ヲ召集シ、会期ヲ延シ、又其解散ヲ命ズ。

第十条 皇帝ハ、両院ノ議員、定期ノ外、臨時召集スルコトヲ得ルト修正センコトヲ要シ、解散、延期ノ如キハ議員ノ権ニ任ズベシ。尤モ一院解散ヲ促シ、一院之ヲ肯(がえん)ゼザルトキハ、皇帝之ヲ裁断スベシ。

第十一条 皇帝ハ人ニ貴号及ビ勲章ヲ授ク。

〔第一編第一章 評論〕

万世一系ノ皇統ハ万国未ダ其比類ヲ觀ズ、実ニ我国独有ノモノニシテ、他国ニ向ヒ誇称スルニ足ルベシト雖(いへども)、第二条皇帝ヲ神聖ト尊称スルハ、条理上ニ於テ穩当ナラス。故ニ「無上ノ尊位」ノ五字ヲ以テ之ニ代フベシトス。

第二条、無上〔ノ〕尊位トスルハ、余モ讚成スル所也。

第三条、皇帝ハ行政ノ権ヲ統(す)ブルハ論ヲ俟(ま)タズト雖、但憲法限制スル処ノ権ヲ超過スベカラザルモノナレバ、詳(つまびら)カニ其旨ヲ載定セズンバアルベカラズ。凡(およそ)憲法ノ文章ハ簡約ヲ要スト雖、其要点ニ至リテハ、之ヲ詳明セザレバ糊塗舞弄ノ弊生ジ易ク、之ガ為メ却テ人民權利ノ収縮ヲ来タシ、君主勢威ノ強大ヲ加フルニ至ラシム可(べ)シ。奈破崙(ナポレオン)三世帝位ニ登ルニ及テ、其憲法總則ニ於テ、皇帝ハ人民ニ對シテ責任ヲ負フ(他各国未ダ其例ヲ聞カズ)コトヲ明記シタレドモ、又皇帝ヲ罪セント欲スルノ議起ル時ハ、皇帝ハ一般人民ニ告訴シ、之ガ判定ヲ請求スルノ権アルコトヲモ未文ニ掲ゲ、其上文保任ノ責ヲ負ハシムルニ容易ナラザラシメ、且(かつ)他日實際上ニテハ之ニ藉(よつ)テ全ク国憲ノ活動ヲ阻格シ、人民少シク自由ノ權利ヲ行ヒ、自ラ事ヲ謀ラント欲シ、或ハ議員ヲ撰択スルノ際ニ於テ、人民各自信憑スル処ノ者ヲ自由ニ撰挙セントスルノ光景アルノ時ニ方(あたり)テハ、八百万人ノ撰

任ヲ受ケタル皇帝ノ大権、即チ国家人民全体ノ大権ヲ犯スノ処為トシテ、直チニ之ヲ刑ニ処シ、永ク之ヲ獄ニ繋(つな)ギ、却テ君主ノ勢力ヲ生養スベキ母タラシメシナリ。然ルニ当時ニ在テ佞国人民ハ表面ノ形跡ニ眩惑セラレ、以為(おもへら)ク、是レ人民ノ権利ヲ保護シ、君主ノ暴政ヲ扞制スルニ於テ金甌無欠(きんおうむけつ)ノ憲法ナリト。嗚呼(ああ)詳載セザルベケンヤ、憲法ノ文章。嗚呼預防セザル可ケンヤ、暴主ノ欺騙(ぎへん)。他日代民委員トナリ憲法起章ニ従事スルモノ、最モ意ヲ加ヘズンバアルベカラズ。

第三条 此論、吾輩モ同論ナリ。

第六条八、素(もと)ヨリ皇帝ノ権内ニ歸スベキハ論ヲ竣(また)ズト雖、独リ武官ノ黜陟(ちゆつちよく)退老ノミニ止マラズ、總テ軍制ヲ設立シ、定則ヲ変改シ兵額ヲ増減スルガ如キハ、議會ノ許可ナケレバ皇帝ノ特権ヲ以テ專行スベカラザルノ条ヲ加载ス可シ。白耳時(ベルギー)、連馬(デンマーク)現今ノ憲法、及(および)西班牙(スペイン)千八百十二年、葡萄牙(ポルトガル)千八百廿六年ノ憲法ニヨレバ、議會ニ与フルニ毎年ノ軍制条規並(ならびに)新兵召募ニ参与スルノ権ヲ以テセリ。又英仏ノ如キハ憲法上余(われ)未ダ其明文ヲ見ズト雖、實際ニ於テハ議院皆此ノ権ヲ有セリ。其他立君国ニ於テハ、唯(ただ)軍制ニ係ハル憲法改正ニ参与スルノ権ハ議會ノ有スル処トナル老多(おほし)ト雖、其条例ヲ布(し)キ数ヲ定ムルガ如キハ、君主独有ノ権柄(けんぺい)トナスニ似タリ。我邦新ニ憲法ヲ約定セント欲スルニ際シテ、国ノ既明未開ヲ問ハズ、政ノ定君共和ヲ論ゼズ、古来ノ世態ト方今ノ時宜ニ適スル者ヲ採用スルコト最モ肝要ナリ。況(いはん)ヤ世ニ立憲政体ノ祖国ト称セラレタル英国ニ於テモ、實際上(「チニイアクト<別註>」ノ法ニ於テ)議會此権ヲ有スルコトナレバ、倣(ならひ)テ以テ約定スベキモノト謂フ可シ。然リ而シテ上古我国ノ沿習ヲ考フルニ、外敵ヲ征シ内賊ヲ討ズルニ於テ、天子必(かならず)親發ス。否(しか)ラザレバ、皇子、皇后之レニ代レリ(小碓<をうす>ノ東征、神后<=神功皇后>ノ征韓ノ類)。余(われ)按ズルニ、国家ノ大権ハ必ず帝家ト議會ノ兩部ニ在リテ、決シテ一ニ大臣ニ歸セシムベカラズ。若(も)シ国家ノ大権ヲシテ大臣ノ掌裏ニ歸セシメバ、必ず内皇帝ヲ陵(しの)ギ、外人民ヲ压セントスルノ弊害ヲ生ズベシ。是(これ)古今内外ノ史乘ニ其例歴々タリ。而シテ夫(か)ノ権力ハ常ニ外寇ニ勝チ、内難ヲ戡(かん)スル者ノ掌中ニ歸着シ易キモノナレバ、兵権ハ独リ帝家ノ擅有スル処トシテ、決シテ猥(みだ)リニ一ニ大臣ニ委スベカラザルモノ也。太子(若シ止ムコトヲ得ザレバ皇后及ビ四親王家其他ノ皇族)ノ任ズベキ憲法ヲ約定スベキナリ。

第六条 最モ至当ノ公論タリ。大ニ之レヲ讚成ス。

チニイアクト ミュチニイ・アクト Mutiny Act の誤写か(坂井雄吉氏の御教示による)。

第七條中、通商ノ約ヲ締(てい)スルニ際シ、関税ニ係ハルノ事款ニ於テハ、先ヅ議會ノ可否ヲ問ハズンバアル可カラズ。

第七條 関税ノ如キハ、第八編国費ノ条ニアリ。唯宣戦講和ハ国家ノ大事ニシテ、安危存亡此条ニ係(かかは)レリ。然ラバ則チ皇帝議會ノ見ノミヲ以テ之ヲ左右スルノ理アラシヤ。其議事最モ鄭重ニ為スベキモノナリ。

第八條ノ末文ニ、「但シ議會ノ告訴ニ係ハル官吏ノ公罪ハ之ヲ減赦スルコトヲ得ズ」ノ文字ヲ加載スベシ。然ラザレバ、大臣ハ皇帝ノ任用ニ係ルガ故ニ、議會之ガ告訴ヲ為スト雖、常ニ其効ヲ見ルコト能ハザルニ至ルベシ。是ヲ以テ米國ノ憲法ニ於テハ此条ヲ加ヘテ其弊ヲ防禦セリ。

第八條 修正但書、別ニ條款ヲ設ク。此救免〔赦免〕ノ如キハ何罪ヲ問ハズ、一般ニ救免〔赦免〕スベキノ時ニ係(かかは)レリ。唯天皇陛下ノ愛情ニヨリテ、救フ〔赦(ゆる)ス〕ベカラザルモノモ之ヲ救シ〔赦ス〕ガ如(ごとき)ノ弊ナカラシメンコトヲ要ス。

第十條ハ、皇帝ノ暴威ヲ防護シ、人民ノ権利ヲ伸達スルニ於テ最要ノ行ナレバ、最(もつとも)熟思セズンバアルベカラズ。此制歐米諸國古今各異同アリテ、或ハ本條ノ如キモノモ之アリ。仏國路易(ルイ)十八世ノ布令スル所ノ如キハ、王ハ兩院ノ決議ヲ自在ニ可否取捨スルコトヲ得ザルナリ。夫如此(それかのごとく)君主自在ニ取捨スルノ權アレバ、議會ノ議決ハ僅々君主ノ考案ニ供スル一片ノ意見書タルニ異ナラズ。如此(かのごとく)權勢ヲ有スル君主ニ在テハ、敢テ之レガ解散ヲ命ゼズト雖、却テ解散ヲ命ズルヨリモ一層強キ權力アリト謂フベシ。仏國千七百九十一年、瑞典(スエーデン)千八百九年(定期ナシト雖、次会ノ日ハ議會自ラ之レヲ決ス)、那威(ノルウエー)千八百十五年、自耳時(ベルギー)千八百三十一年、西班牙(イスパニア)千八百三十七年ノ憲法ノ如キハ、議會ハ君主ノ招集ヲ俟(ま)タズ、自ラ集会スルコトトナセリ。又那威千八百十五年、仏國千八百四十八年(共和政體)憲法ノ如キハ、君主若(もし)クハ統領ハ議會ヲ禁閉シ、又之ヲ解散スル權アルコトナシ。余ハ古今各國ノ史ヲ閱(けみ)スル毎(ごと)ニ議會ト君主トノ關係ヲ注意セシニ、自由ハ必ず君主ノ暴力ト兩立セジ〔兩立セズ〕、又決シテ人民ノ暴動ト並行セザルガ故ニ、權柄ノ偏重偏輕アルニ當テハ必(かならず)種々ノ紛擾ナキヲ免カレズ。今ヤ我國ノ憲法ヲ約定セント欲スルニ臨ミ、余ハ非常ノ考思ヲ費シ、古今不類、各國無例ノ一案ヲ得タリ。曰ク、皇帝ハ議會決議スル所ノ法案ニ就キ意見アリ、且現集議員(代議士院)ノ議決スル所、全国人民ノ希望スル所ニ異ナリ、却テ國家ノ安寧ヲ妨ゲ、人民ノ幸福ヲ害スルト思定スルトキハ、或ハ暫時議會ヲ停止シ、而シテ現会ヲ散シ、更ニ新議員ヲ撰挙センコトヲ人民一般ノ可否ニ問ベシ。此(かく)ノ如クニシテ、果シテ人民可數、否數ヨリモ多キ時ハ、直(ただち)ニ現ニ現会解散ノ令ヲ布クコトヲ得ベシ。如此(かのごとき)場合ニ於テハ人民ハ速

(すみやか)ニ新議士ヲ撰定シ、會議ノ手續ヲナスベキナリ。是レ余モ最良法トシテ草スル処ニシテ、始メテ権柄偏倚ノ弊ナク、中世〔中正〕公平ノ術ヲ得ルニ幾(ちか)シト信ズル処ノモノナリ。

第十条 本評修正ノ条、又弊アランコトヲ恐ル。如何トナレバ、若シ君主無道ナルトキハ議員必(かならず)軋轢(あつれき)スベシ。然ル場合ニ当リテ、或ハ意見アリトス、或ハ国家ノ安寧ヲ妨グルトス、或ハ人民ノ幸福ヲ害スルトシテ、更ニ新議員ヲ要スルガ如キノ弊ナシトモ謂イ難シ。如此(かくのごとき)ニ至レバ、諂諛(てんゆ)ノ議員ハ進ミ、賢良ノ議員ハ退クベキハ必定タリ。唯君主ハ、定期ノ會議及解散ハ議員ノ権ニ任ズルハ至当ノ公論ト云(いひ)ツベシ。

第二章 帝位繼承

帝位繼承ノ法則タルヤ、我国ニ於テハ最モ注意スベキナリ。天照太神ヨリ神孫ニアラザレバ帝位ヲ踐(ふ)ムコト得ザルト〔ノ〕遺詔ナルヲ以テ、我(わが)日本皇帝ノ大位ハ終(つひ)ニ覬覦(きゆ)スルモノナシ。嘗(かつ)テ弓削氏此法則ニ拠リテ其志ヲ遂グルコトヲ得ズ。此故ニ第一条ニ此法則ヲ置(おか)ンコトヲ要ス。

第一条 今上皇帝ノ子孫ヲ帝位繼承ノ正統トス。

第一条 但シ帝位ヲ祚ム〔踐ム〕ベキノ徳ナク又ハ男統無キトキハ此限りニ非ズトノ但シ書ヲ加ヘンコトヲ要ス。

第二条 帝位ヲ繼承スル者ハ嫡長ヲ以テ正トス。如(も)シ太子在ラザルトキハ、太子男統ノ裔(すゑ)繼グ。太子男統ノ裔在ラザルトキハ、太子ノ弟若(も)シクハ其男統ノ裔嗣グ。嫡出男統ノ裔渾(すべ)テ在ラザルトキハ、庶出ノ子及其男統ノ裔、親疎ノ序ニ由リ入リテ嗣グ。

第二条 立太子ノ条ヲ置キ、本条ヲシテ但シ書ニ置キ、左ノ如ク修成センコトヲ要ス。「太子ヲ立(たつ)ルハ必(かならず)両院ノ議決ヲ經ベシ」。但、徳等シク知識均(ひと)シキトキハ、太子ヲ立ル、嫡長ヲ正トス。如(も)シ太子在ラザルトキハ、太子男統ノ裔ヲ正トス。余ハ親疎ヲ論ゼズ徳有ルモノヲ立ルヲ旨トス。

第三条 上ニ定ムル所ニヨリ、而シテ猶未ダ帝位ヲ繼承スルモノヲ得ザルトキハ、皇族親疎ノ序ニ由リ入リテ大位ヲ嗣グ。若(も)シ止ムコトヲ得ザルトキハ、女統入リテ嗣グコトヲ得(う)。

第三条 上ニ定ムル所ニヨリ、而シテ猶未ダ帝位繼承スルモノヲ得ザルトキハ、一時女統ヲ以(もつて)繼グコトヲ得ベシト雖(いへども)、成丈(なるた)ケ男子ヲ以繼承セシムベシ。統(すべ)テ両院ノ議決ヲ經ベシ。

第四条 皇帝即位ノ礼ヲ行フトキハ、両院ノ議員ヲ召集シ、国憲ヲ遵守スル

ヲ誓フ。

第四条ヲ第五条トシ、第四条ニ左ノ条ヲ置カンコトヲ要ス。

天孫既ニ男子ナク女子ノミナルトキハ、女帝ヲ立ルト雖、後嗣出ツベカラザル場合ニ於テハ、皇帝ノ親屬ノ大臣家ヨリ、其賢良ナル人物ヲ兩院ノ議事ヲ以(もつて)之レヲ撰定シ、仮帝トナス。其女子ヲシテ皇后タラシムベシ。

第五条 皇帝即位ノ礼ヲ行フトキハ、兩院ノ議員ヲ召集シ、国家ノ為メニ誠忠ヲ尽シ、議事ニ於テハ毫モ私心ナク天下ノ公益ヲ謀リ、且(かつ)国憲ヲ遵守スルヲ誓フト修正センコトヲ要ス。

〔第一編第二章 評論〕

第一条ヲ載定スル所以(ゆゑん)ノモノハ、今上皇帝ハ曾(かつ)テ或ル学者ニ閏統視(ぢゆんとうし)セラレタル所謂(いはゆる)ル北朝ノ繼統ニマシマセバ、若シ此条ヲ設立セザレバ、他日南朝正統ノ名義ヲ以テ帝位ヲ覬覦(きゆ)スル者ナキヲ保(ほ)シ難シ。帝家ノ繼統ヲ鞏確ニシ、後來垂類ノ患(うれへ)ヲ未然ニ防禦スルニ於テ、最モ欠クベカラザルノ要款タリ。

第一条ノ評論甚ダ穩当ナラズ。如何(いかん)トナレバ、斯(か)ク論ズルトキハ、当今上ノ繼統ト南朝ノ繼統ニ相敵視セシムルノ論ナリ。豈独(あにひとり)皇室ニ拘(かか)ハラズ、人民ニ於テモ、其当時ノ戸主ノ繼統ヲ立ツベキハ至当ノコトニテ、此条ヲ立ツル所以ナリ。今既ニ国会ヲ開キ、憲法ヲ制シ、条理ヲ明(あきらか)ニスル今日、唯謂(ただいは)レナキ名ヲ唱ヒ〔唱へ〕、帝位ヲ覬覦(きゆ)スルモノアルモ、如何ゾ之レ是レヲ許スベケンヤ。当今開明上ヨリ論ズルトキハ、之レガ正統ナリトシテ、不徳ノ君主ヲ立(たて)、国政ヲ紊(みだ)リ、人民ヲ苦シマシムルノ理アラシヤ。故ニ不徳ノ皇子ハ嫡長ト雖(いへども)之レヲ廢シ、庶子ノ内タリトモ賢明ノ君ヲ択(え)ランデ立ツベキナリ。庶子モ又不徳ナルトキハ、皇弟及其男統ヲ立ベキナリ。故ニ太子ヲ立ルハ實ニ大事ナルモノナレバ、之レヲ議事ニ附セザルヲ得ズ。又正統或ハ近親ニ有徳ノ人ナク、或ハ男統ナキトキハ、仮令(たとひ)南朝ノ皇胤ニテモ太子トナスベキハ至当ノ公論タリ。一タビ南北ト別レタルヲ以テ、斯(かく)ノ如キ論起ルベシト雖、南朝ノ皇胤ハ何人(なんびと)ゾヤ、正統ノ皇胤ニ帝位ヲ祚ムベキノ人ナキトキハ、天孫ノ内何(いづ)レヲ問ハズ有徳ノ君ヲ択ミテ立(たつ)ベキナリ。前陳ノ如クスルトキ、**第二条**ノ親疎ノ序ヲ正スニ至ラザルベシ。〔この項付箋〕

第二条、親疎ノ序、最モ明亮ニ決定スベキモノトス。又**第三条**、皇族ノ親疎モ亦(また)明(あきらか)ニ之ガ順序ヲ定メズンバアルベカラズ。彼(か)ノ四親王家ノ外ニ永世繼襲ノ皇族ヲ設置スベカラザルハ論ヲ俟(ま)タズ。又縱令(たとひ)皇胤ノ最モ親(したし)キ者ト雖、一旦柴門(さいもん)ノ戒ヲ受ケ若(も)シクハ臣民ノ列ニ加ハリシモノハ、議會ノ允可(いんか)ヲ得ザレバ決シテ帝位ヲ承(う)クベカラズ(三十五字割愛)。又憲法ニ明記スル諸皇族ニ於テ、更ニ帝位ヲ承クベキモノナキトキハ、議會ハ他ノ皇胤中男統ノ者(女統ハ今上ノ血統ニ限

ル)ヲ撰立スルノ権アリテ、而他皇胤中ニ於テモ帝位ヲ承ク可キ男統ノ者ナケレバ、代議士院ノ預撰ヲ以テ人民一般ノ投票ニヨリ、日本帝国内ニ生レ諸権ヲ具有セル臣民中ヨリ皇帝ヲ撰立シ、若(もし)クハ政体ヲ変ジ(代議士院ノ起章ニテ一般人民ノ可決ニ因ル)統領ヲ撰定スルコトヲ得(う)。此ノ二様ノ場合ニ於テハ、代議院ノ起草ニテ此ノ憲法ノ幾分若シクハ全部ヲ改革シ、一般人民ノ可否ヲ問フベシ。此等ノ数款ヲ預載セザレバ、後來紛擾ヲ醸生スルノ期(ご)絶(たえ)テナシト云フベカラズ。故ニ葡萄牙(ポルトガル)千八百三十八年ノ憲法ノ如キハ、王室ノ血統断滅スル時八国会ハ他族ヨリ新タニ撰立スルノ権アルコトヲ明記セリ。又西班牙(イスパニア)千八百十二年ノ憲法ニモ、王位継承ノ紛議起ル時八議院ハ之ヲ判定スルノ権アリ。此等彼我(ひが)国勢ノ由来スル処ニ於テ大ニ異ナル所アリト雖(いへど)モ、万世確守ノ憲法ヲ約定シ、自由ノ權利ヲ保護セント欲スレバ、亦慮(おもんば)カラザルベカラザル処ノモノナリ。

第三条 皇族ノ親疎ハ勿論正シ〔正ス〕ニ及バズ、有徳賢明ナルトキハ、仮令(たとひ)柴門ノ戒ヲ受ケ又ハ臣民ノ列ニ加ハリシモ、皇族ナルトキハ何ゾ之レ是ヲ扱(えら)バンヤ、必ズ之レ太子トナスベシ。若シ皇族ノ内、帝位ヲ承クベキ男統ノ者ナケレバ、人民一般ノ投票ヲ以テ臣民中ヨリ皇帝ヲ撰立スルノ法律ハ、日本帝国ハ決シテ立ツベカラズ。第一ハ天祖ノ遺詔ニ背クベシ。且(かつ)皇胤ニアラザルモ立コトヲ得ルトスルトキハ、威権強大ノ大臣等神器ヲ覬覦(きゆう)スルノ弊ナシトモ謂イ難シ。若シ男統ナキトキハ女統ヲ立ツ(今上ノ血統ニアラザルモ)ベシ。女統ヲ立ルト雖、他ノ皇族ニ女統ノ後ヲ嗣グベキ男統出ツベキノ見込ナキトキハ、皇室親屬ノ大臣家ヨリ有徳賢明ノ君ヲ扱ミ、之レヲ仮帝トス。女統ヲシテ皇后タラシムベシ。〔この項付箋〕

第三章 皇帝未成年及摂政

第一条 皇帝ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス。

第一条 人民一般ノ成丁ハ滿二十歳ヲ以テシ、今独皇帝ノミ十八歳ト立ルノ謂(いは)レナシ。仍(よつ)テ滿二十歳ト改メンコトヲ要ス。

第二条 皇帝未ダ成年ニ届(いた)ラザルトキハ、皇族中皇帝最モ親シク、且(かつ)滿二十歳以上ノ者、政ヲ摂ス。

第二条 皇帝未ダ成年ニ届ラザルトキハ、老職及太政大臣參議ニ於テ、皇族又ハ勅奏任官ノ内ヨリ、年齢三十歳以上ニシテ、賢徳ニシテ太政ヲ摂スルノ器ニ当ルベキ人物十名ヲ予撰、問題ヲ製シ、兩院ノ議事ヲ以テ摂政ノ職一名ヲ撰定シテ、太政ヲ摂セシムベシ。但シ、皇帝滿十五歳以上ニ届ルトキハ、摂政官ニ於テ万事經伺ノ上、政令ヲ行フベキモノトス。但シ、徳等(ひとし)ク知識均(ひと)シキトキハ、成丈(なるたけ)皇族ノ内ヨリ撰(えら)ムベシ。

第三条 皇帝未ダ成年ニ届ラズ、而シテ男統ノ皇族滿二十歳以上ノ者アラザ

ルトキハ、皇太后、政ヲ摂ス。

第三条 皇太后ヲ以テ大政ヲ摂セシムルノ法則ハ、能(よ)ク考ヘズンバアルベカラズ。夫(そ)レ女姓ハ多ク薄徳ナルモノナリ。且(かつ)女姓威権ヲ採リテ国ヲ危(あやう)フスルモノ、歴史上黜(すく)ナカラズ。此条ヲ削除スベシ。

第四条 成年ノ皇帝、若(も)シ政ヲ親(みづか)ラスル能ハザルノ状アルトキハ、亦(また)摂政ヲ置ク。此時太子満十八歳以上ナルトキハ、太子、政ヲ摂ス。

第四条 第二章第二条ノ修成説ヲ可トスルトキハ、帝位ニ登リテ政ヲ親ラスル能ハザル皇帝アルコトナシ。是故ニ皇帝疾病ニ羅(かか)リ政ヲ親ラスル能ハザルトキハ、老職ノ内ヨリ勅任官及ビ両院ノ常置員投票ヲ以テ十名ヲ撰ミ、当分ノ内政ヲ摂セシムト改ムベシ。

第五条 摂政在職ノ初メ、両院ノ議員ヲ召集シ、忠ヲ皇帝ニ竭(つく)シ、且(かつ)国憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ。

第五条 摂政在職ノ初メ両院ノ議員ヲ誓ハシムルコト、**第二章第五条**修成ニ同ジ。

〔第一編第三章 評論〕

第二条、摂政ハ皇族中年齡三十以上ノ者ノ中ニ於テ議會之ヲ撰定ス可シ。此場合ニ於テハ両院相合シテ投票シ、多数ニ因リテ決スルヲ好(よし)トス。而シテ摂政ノ俸給ハ議院ニ於テ臨時之ヲ定ムベシ。若シ廿歳以上ノモノヲ以テ摂政トスル時ハ、志慮未ダ定ラズ、国家ノ事務ニ任ジ難シ。独リ皇帝八十八歳ヲ以テ成年トナス所以(ゆゑん)ノモノハ、此位尊貴無上ノ老ニシテ、成ス〔成ル〕ベキ丈ハ他人ノ干涉ヲ忌嫌スベキ為メナレバナリ。若シ議員ニ於テ皇族中摂政ノ任ニ当ルベキモノナシト議定スル時ハ、更ニ臣民中ニ於テ、日本帝国内ニ生レ、公権人権ヲ具有シ、年齢四十以上ニ至リ、且衆庶ノ望ミアル者ヲ撰任スベシ。而シテ何(いづ)レノ場合ニテモ、皇帝成年ニ届(いた)レバ、直(ただち)ニ之ヲ廢スベシ。

第二条評論、年齢三十歳以上トスルハ、吾輩モ同論ナリ。其余ハ狭広当ヲ得ザルモノナリ。如何(いかに)トナレバ、**第二章第一条**評論中ニ論ズル如ク、不徳ノ人ヲシテ国政ヲ摂セシムルノ理ナシ。近親ニシテ有徳ノ人ハ此上ナキコトナレドモ、若シ皇族ノ内ニ有徳ノ人ナキトキハ、至当ノ摂政ヲ択(えら)ムコトヲ得ズ。是(これ)撰域狭キナリ。又皇族中ニ其任ナク、臣民中ヨリ択ムトスルトキハ、至当ノ論ニ似タリト雖、広闊ニ過ギテ、実地ニ行ナハルベカラズ。如何トナレバ、全国中公権人権有セシモノヨリ択ムトスルトキハ、必ズ一般ノ投票ヲ以テ択マザルヲ得ズ。其投票、實際其人ヲ得(うる)ヤ否ヤ、未ダ開ケザル幼穉ナル我日本人民ニシテ、決シテ保証スルヲ得ザルナリ。之レ広過ギテ却テ当ヲ得ザルベシ。

第三条モ前条ノ旨趣ニ準ジ年齢ヲ改ムベシ。以下諸条モ亦(また)同ジ。

第四条、政ヲ親(みづか)ラスル能ハザルノ状アリト見認(みと)ムルコト最モ難シ。故ニ之ヲ決スルコトモ亦両院ノ合議ニ因ルベシ。但(ただし)、此時太子若(もし)クハ他ノ皇位ヲ承クベキ者満十八歳以上ナル時ハ、両院ノ合議ヲ以テ副帝トナシ、其政ヲ執ラシムベシ。然レドモ皇帝親政ニ能ハザルコト僅々数月間ニアリテ、再ビ親政ヲ得(うる)ノ見込アル時ハ、准摂政ノ職ニ任ジ、副帝トナスコトヲ得ズ。而シテ副帝ノ権ハ皇帝ノ権ニ均シク、摂政ノ権ハ議院之ヲ限制スルコトヲ得ベシ。瑞典(スエーデン)千八百九年ノ憲法ニ拠レバ、王十二ヶ月前ヨリ病ニ罹リ政務ヲ執ル能ハザルカ、若シクハ十二ヶ月間国内ニ在ラザル時ハ、議院(本邦内閣参議ノ如シ、而(しかして)稍(やや)権力アリ)王ニ代リ臨時ノ會議ヲ開クベキ義務権アリトス。然レドモ是必ズ政務繁雜ノ弊ヲ生ジ、却テ国家ノ不幸ヲ来スベシ。故ニ余ノ考案ニヨレバ、此等ノ場合ニ於テハ議院摂政ヲ撰任シ、之ガ権限ヲ制定シ、政務ヲシテ統一ニ歸セシムルノ勝(まさ)レリトスルニ如(し)カザルナリトス。又起草ノ任ニ充(あた)ル者最(もつとも)意ヲ注グベキコトトス。又幼帝位ヲ承ケ、己ニ先帝ノ命ズル保傳(ほふ)アル時ハ、両院ノ合議ヲ以テ之ヲ命ズベキノ条ヲモ加载スベシ。葡萄牙(ポルトガル)千八百二十年ノ憲法ニハ、幼君位ヲ継グニ方(あた)リ、両院ノ合議ヲ以テ摂政ヲ命ジ、其権ヲ限制ニ、且(かつ)先君遺言ヲ以テ保傳ヲ命ゼザレバ、又之ヲ撰任スルコトトセリ。又西班牙(イスパニア)千八百十二年ノ憲法ニハ、保傳ヲ撰任スル権ハ議會ノ有スル所タリ。

第四条ノ評論ニ副帝ノ論ヲ掲ゲリ。是レ吾輩採ラザル所ナリ。如何(いかに)トナレバ、副帝トスルトキハ、則チ二帝アルガ如シ。天ニ二ノ日ナク、地ニ二ノ王ナシ。且副帝トナス程ナラバ、位ヲ讓ルニ如(し)カズ。帝位ニ有リテ親(みづか)ラ政ヲ為スコト得ザルニ当リ、何以テ帝位ニ居ルノ理アラシヤ。疾病ノ為メナラバ、余ガ修正説ニテ可ナルベシ。〔この項付箋〕

第四章 帝室經費

第一条 皇帝及ビ皇族歳入ノ額ハ法律ノ定ムル所トス。

第一条 歳入ヲ歳費ト修成スベシ。

第二条 皇居及離宮新築重修ノ費ハ国库ヨリ支給ス。其費額ノ如キハ法律ノ定ムル所トス。

第二条 本文、新築ノ二字ヲ削除シ、但シ新築費ハ其時々両院ノ決議ヲ經テ支弁スベシトノ但書ヲ加フベシ。

第三条 皇后寡居シ、若(も)シクハ太子十八歳ナルトキハ、別ニ歳入ノ額ヲ増シ、此等ノ費額亦法律ノ定ムル所トス。

第三条 皇后寡居ノ説ハ何ノ場合ヲ指シタルヤ、未ダ考フベカラズ。既ニ皇后ニ立ベキノ議定ルト雖(いへども)、皇帝若シクハ皇后幼穉ニシテ未ダ閨房ニ入(い)ラセラレザル場合ナルヤ。又皇帝崩御シテ未ダ太子即位ノ礼ヲ行ナハザルノ場合ナルヤ。又皇帝外国ニ有リテ本国内ニ在(いま)サル場合ナルヤ。素(もと)ヨリ皇后歳費ノ額ハ有ルベキモノニテ、何故ニ之レガ費額ヲ増(ます)ベキヤ、吾輩解セザル所也。

第二編 帝 国

第一条 帝国ノ土地疆域(きやういき)内ニ在ル者ヲ日本国トス。

第二条 帝国府県郡区町村ノ疆域ヲ変易スルハ法律ノ定ムル所トス。

〔第二編 評論〕

第二条、府県郡区ノ疆域ヲ変定スルハ国会ノ権内ニ属スベシト雖(いへど)モ、町村ノ組合ヲ設(まうけ)シ分画ヲ限制スルガ如キハ各府県会ノ権内ニ歸セシムベシ。是亦(これまた)中央集権ノ弊ヲ除キ、地方自治ノ権ヲ有スル一端ト云フベキナリ。

第二条 此評ヲ讚成ス。

第三編 国民及其権利義務

第一条 日本国民ハ皆其権利ヲ享(う)ク。其(その)何ヲ以テ之ヲ有(たも)チ何ヲ以テ失フカ〔ノ〕如キハ、皆法律ノ定ムル所トス。

第二条 国民ハ法律内ニ在テ均平ナルモノトス。

第三条 内外国民ノ身体財産ハ齊(ひと)シク保護ヲ受ク。

但(ただし)、外国人ノ為メニ特例ヲ設ケタル者ハ此限ニ在ラズ。

第三条 内外国民ノ明文解セズ。内外国ニ住スル我國民ト云フノ義ナルヤ、又国民ノ身体財産ハ内外共ニ保護ヲ受クルト云フノ義ナルヤ、内外国民ト云フノ義ナルヤ。按ズル〔ニ〕、外国人ト雖(いへども)、国内ニ住スルモノハ内国人民ト齊(ひと)シク保護ヲ受クルト云フノ義ナルベシ。然モ此明文ニ拠ルトキハ、外国人民ノ保護モセネバナラヌガ如シ。故ニ、内国民及外国民ノ国内ニ在ル者ノ身体財産ハ齊シク保護ヲ受クト修成センコ

トヲ要ス。

第四条 国民ハ皆文武ノ官職ニ在スルコトヲ得(う)。

第五条 国民ハ租税ヲ納ムルノ義務ヲ負フ。

第六条 国民ハ兵役ニ応ズルノ義務ヲ負フ。

第七条 国民自由ノ權ハ犯スベカラズ。法律ニ掲グル所ノ常規ニ由ルニ非(あ
らざ)レバ、拘引拿捕(だほ)若(も)シクハ囚禁等ノ事ヲ行フコトヲ得ズ。

第八条 国民遷居ノ自由ハ、法律ニ由ルニ非レバ限制スルヲ得ズ。

第九条 国民ノ住居ハ犯ス可カラズ。法律ニ掲グル所ノ常規ニ由ルニ非(あ
らざ)レバ、人家ニ入(いり)搜索スルコトヲ得ズ。

第十条 国民ノ財産ハ犯ス可カラズ。法律ニ掲グル所ノ常規ニ由ルニ非レバ、
其所有ヲ奪フコトヲ得ズ。

第十一条 書信ノ秘密ハ犯ス可カラズ。法律ニ掲グル所ノ常規ニ由ルニ非レ
バ、之ヲ勾収(こうしゅう)スルコトヲ得ズ。

第十二条 国民ハ、言語文字及ビ印版ニ由リ、以テ其意思論說ヲ世ニ公ニス
ルヲ得。

但、法律ニ依遵セザルコトヲ得ズ。

第十三条 国民ハ各其宗教ヲ崇信スルコトヲ得。其政事風俗ニ害アルモノハ
均(ひとし)ク禁ズル所トス。

第十三条 国民ハ、我国神教ヲ崇信シ、外国ノ宗教ヲ信ズルモ妨(さまたげ)ナシ
ト雖、我神教ハ廢スベカラズ。嘗(かつ)テ其(その)国安国益ニ害アルモノ及ビ政事風俗ニ
害アルモノハ均ク禁ズル所トスト修成センコトヲ要ス。

第十四条 国民ハ集会團結ノ權アリ。

但、其制限ハ法律ノ定ムル所トス。

第十五条 国民ハ各自上言スルコトヲ得。如(も)シ二人以上上言スルトキハ、
須(すべから)ク各(おのおの)其名ヲ署スベシ。

但、官准ノ会社、其会社ノ事ヲ上言スルハ、二人以上仍(な)ホ一人ノ名ヲ用ユルコトヲ得。

第十六条 国民ハ皇帝ノ批准(ひじゆん)ヲ得ルニ非(あらざ)レバ、外国ノ貴号勲章及養老金ヲ受クルコトヲ得ズ。

第十七条 内乱外患ノ時ニ方(あた)リ、国安ヲ保ツガ為メ、帝国ノ全部或ハ幾部ニ於テ、暫ク国憲中ノ諸款ヲ停ムルコトヲ(う)得。

第十七条 内乱外患ノ時ニ方(あた)リ、国安ヲ保ツガ為メ、帝国ノ全部或ハ幾部ニ於テ、暫ク国憲中ノ諸款ヲ停メント欲スルトキハ、必(かならず)臨時会ヲ要シテ之レヲ停止スベシ。但(ただし)、急劇ノ場合ニアリテ、議員一同徴集スルコトヲ得ザルトキハ、常置員及元老院議員ノ議決ヲ經ベシ。

〔第三編 評論〕

古来我国ニテハ、帝家ノ使給ニ便スル女子若(も)シクハよう妾(難漢字)ヲシテ、朝廷ノ官名ヲ任帶セシムルノ沿習タリ。是レ最モ謂(いは)レナキノコトニシテ、改メズンバアル可カラズ。故ニ**第四条**ノ末文ニ於テ、「但シ女子ハ此限ニアラズ」ノ十一字ヲ加ヘントス(英国ミスツレス、オフゼ、ロープス等ノ女官アリテ、読政庁議官ト進退ヲ同<おなじう>ス)。

第四条 此評ノ但書ニ讚成ス。

第五条及第六条、各「国民〔ハ〕」ノ下ニ「法律ノ制定スル所ノ条例ニ從ヒ」ノ十四字ヲ加ヘ、行政官吏弄法ノ害ヲ預防スベシ。

又**第十一条**、「勾収」ノ文字ヲ「留展」ニ改ムベシトス。

第五条、第六条 此評ヲ讚成ス。

第十一条ハ原案ノ勾収可ナルベシ。書信ハ罪科ニ關スルニ非ザレバ、之レヲ開封シ、或ハ之レヲ没収スルヲ得ザルモノナリ。然ラバ之レヲ勾収トシテ可ナルベシ。

第十三条、宗旨ノ自由ヲ禁ズルハ、特ニ法律ニ於テ国安ヲ害シ風俗ヲ紊(みだ)ルノ教派ナリト預(あらかじ)メ議定セシモノニアラザレバ、決シテ禁制スベカラザル也。宜シク此旨趣ニ從ヒ、本条ヲ脩正スベシ。

第十三条 宗旨ノ自由ヲ禁ズルニ非ザルモ、英国ニ依リ教法各(おのおの)異ナルモノナリ。嘗テ我皇国ニテハ神道ヲ以テ教ヲ立テタリ。然(しから)バ我皇国人民ハ神道ヲ尊信シテ、其道ヲ隆(さかん)ナラシメンコトヲ欲スベキナリ。然(しかる)ニ却(かへつ)テ佛ヲ信ジ、或ハ耶蘇ヲ信ズルハ、譬(たと)ヘバ我親ヲ棄テ、他人ノ親ヲ愛敬スルニ均シキナリ。国君ニ於テ、表面ニ之レヲ禁ゼズトモ、内心ニ之レヲ禁止スルノ精神ナクンバアルベカラ

ズ。教ハ何教ニテモ悪事ヲ為セト云フ教ナケレバ、何ヲ信ズルモ構(かまひ)ナキガ如クナレドモ、人民ノ信ヲ起シテ、殆ド死ヲ以テ彼ニ投ジルノ勢アルコト歴史上明瞭タリ。国君心ヲ用ヒザレバ、之レヲ撲滅セシムルコト能(あた)ハズ。況(いはん)ヤ方今耶蘇教跋扈(ばつこ)セントスルノ形勢アリ。其熒々(けいけい)タルニ予防スベキ也。

第十七条八、最大關係ノモノニシテ、容易ニ之ヲ案定シ難シ。歐洲諸国本条ノ如キ憲法アルモノ無キニアラズト雖モ、常ニ弊害ヲ生ジ易キ条款ナレバ、最モ之ガ預防ヲ慮(おもんぱ)カラザルヲ得ズ。夫(か)ノ外征ノ兵力ニ藉(か)リ、遂ニ帝位ニ登リ、擅制(せんせい)ノ政治ヲ施セシ奈破崙(ナポレオン)一世ノ如キト雖ドモ、其初メ「コンスル」(名ハ共和立憲ノ政体ニシテ纔(わずか)ニ「コンスル」ノ官ニ任ズト雖ドモ、其実ハ専裁無限ノ権ヲ有セシナリ)ノ職ニ任ゼシ時ニ於テハ、仮令(たとひ)名義ノミニセヨ、時アリテ一洲ヲ以テ国憲ノ保護外ニ置ク等ノ事ハ必(かならず)元老院ノ決議ニ因ラザルヲ得ザルコトトセリ。我国新定ノ憲法ニ於テハ素(もと)ヨリ之ガ細則ヲ設立セズンバアルベカラズ。故ニ余ハ此条ノ末文ニ、下文ノ旨趣ヲ加載セント欲スルナリ。曰ク、但議會自ラ此条ヲ施行セント欲スルトキ、若シクハ皇帝ノ請求アルトキハ、人民一般ノ可否ヲ問ウテ之ヲ決ス可シ。若シ兩院閉会ノ時ニ於テ、急ニ之ガ施行ヲ要スルコトアリテ、議會ヲ徵集スルノ暇ナク、又一般人民ノ可否ヲ問(とふ)ベカラザルガ如キ時ハ、必ズ京城ニ留在セル兩院委員ノ一致同意若シクハ兩院ノ決定(一般人民ノ可否ヲ問フベカラザル場合ニ於テ)ノミヲ以テ之レヲ施行スル事ヲ得ト雖ドモ、若(も)シ一般人民ノ公論ニ因リテ之レヲ否決スル時ハ、直(ただち)ニ之ガ施行ヲ停止スベキトス。

第十七条八、吾輩モ同論ナリ。唯人民一般ノ可否ヲ問ウテ之レヲ決シル〔決スル〕ト云フヲ、人民一般ノ意見ヲ問ウテ其公論ヲ採リ法案ヲ作り、兩院ノ議決ヲ經ベシト改ムベシ。如此(かくのごとく)ンバ、却テ至当ノ論点ヲ得ベキナリ。此評モ可否ヲ問ウテトアレバ、此心ナルカ知ラザレドモ、之レヲ決スベシ〔ト〕云フヲ見レバ、直ニ一般人民ノ可否ニ決スルガ如シ。人民一般ノ可否ハ多数ニヨラザルヲ得ズ。多数ヲ以テ決セバ、如何ナル論点ニ至ルカ、實ニ心ヲ安(や)スンゼザルナリ。(この項付箋)

(以下・本文割愛)

〔全編につき評論〕

以上論述セル数件ハ、只僅(ただわづか)ニ或条ノ余ノ思考ト異ナル者ニ就キ、僅ニ評論ヲ下セシ者ニシテ、決シテ完全ノ者ト云フベカラズ。若(も)シ之ヲ評論センニハ、一朝一夕ノ能クスベキコトニモ非ズ。又今余ノ私見ヲ以テ之ヲ論述スト雖(いへど)モ、他日憲法議〔スル〕ノ時ニ至リ、公論ヲ以テ如何ニ決定

スルヤ八預(あらかじ)メ推測ヲ下シ難ケレバ、只紙上ノ空論ニ歸シ、貴重ノ光陰ヲ間過スルノ嘲(あざけり)ヲ免カレザルコトヲ恐ル。是ヲ以テ、聊(いささ)カ其概略ヲ条陳スルノミ。然レドモ憲法約定ノ日ニ於テ彼(かの)「ミラボウ」ガ議院ニ於テ、吾輩八人民ノ命ヲ受ケテ此院ニ在リ、故ニ王銃劍ヲ以テ吾輩ヲ逐フニ非ザレバ、敢テ一步ヲ退ク能ハズト雄弁ヲ振ウテ論述セシガ如キ精神ヲ以テ、抵死(しをていして)約定ヲ要スベキ条款少カラズ。今余八只其中ニ就テ最(もつとも)重要欠クベカラザルヲ簡單ニ条挙センコト、即左件ノ如シ。

一、議會八毎歳定日ニ於テ皇帝若シ徵集スルナケレバ、自己所有ノ權ヲ以テ集会スルコトヲ得ル。

評一 毎歳定日云々ノ論、余モ讚成スル所ナリ。

二、閉会ノ時ニ於テ数十名ノ委員ヲ撰定シ、京城ニ留在セシメ、財政ヲ監督シ、及兩院有スル所ノ諸權ヲ施行セシムルコト。

評二 閉会云々讚成ス。

三、兩院議員八政府ノ簿書ヲ検閲スルノ權アルコト。

評三 兩院議員云々讚成ス。

四、皇帝起草ノ法案八、何等ノ事款ヲ論ゼズ、先(まづ)代議士院ニ下スベキコト。

評四 皇帝云々讚成ス。

五、女帝ノ時八、兩院ノ許可ヲ得テ、贅壻(ぜいせい)ヲ納ル、コトヲ得。但シ此場合ニ於テハ、皇帝立后ノ時ニ同(おなじ)キ費額ヲ国库ヨリ支弁スルコト。

評五 女帝ニ贅壻ヲ納ルノ論八、吾輩採ラザル所ナリ。其壻(むこ)トカ称スルヤ、之レヲ臣下ノ部ニ入ル、ヤ、帝ノ夫タルヲ以テ之レヲ君トスルノ所見ナルヤ、實ニ吾輩ノ解セザル所ナリ。夫(そ)レ之レヲ臣下トスルトキハ壻タルノ明文ナレバ、夫タルベシ。夫ヲシテ臣下トスル、倫理ニ於テ有ルベカラザルナリ。又之レヲ君ノ部ニ入(いれ)、皇帝ノ夫タルモノトスルトキハ、何ゾ帝位ヲ譲リテ、倫理ニ背カザル方法ヲ立(たつ)ルニ如(しか)ズ。吾輩第一編第二章第四条(但シ修正ノ第四条也)ノ場合ニ於テハ、仮帝ヲ立ルヲ可トス。如此(かくのごと)キ法律ヲ設ケザルモ、女帝八内房乱レ安シ。宜シク考ヘズンバアルベカラズ。

六、皇太子若(も)シク八他ノ帝位ヲ承クベキ皇族八、反逆ノ外、罪ヲ受ケズト雖ドモ、副帝タルトキヲ除キ、他ノ諸官職ニ任ズル時八保任ノ責ヲ免カル、コトヲ得ザルコト。

評六 副帝ノ明文ヲ除キ、余八讚成ナリ。

七、皇帝ノ外家ハ相位若(もし)クハ摂政等ノ要職ニ任ズベカラザルコト。

評七 吾輩ノ所見ノ如ク、官吏ハ総テ挙賢法ヲ以テ之レヲ登庸シ、試験法ヲ以テ之レヲ任ズルトキハ、何ゾ如此(かくのごとき)法則ヲ置クニ足ランヤ。

八、皇帝憲法ヲ遵守セズ、暴威ヲ以テ人民ノ権利ヲ压抑スル時ハ、人民ハ全国総員投票ノ多数ヲ以テ、廢立ノ權ヲ行フコトヲ得ルコト。

評八 此法律ハ暴君ナカラシムルノ善法ナリ。全国総員投票ノ如キハ如何(いかん)カアラン、未ダ考ヘズ。吾輩ノ見識ハ、国君ノ所業ヲ掲ゲテ、之レヲ全国ニ告示シ、廢立ノ答案ヲ献ゼシメ、之ガ公論ヲ取テ問議案ヲ修正シ、之レヲ両院ニ下シテ議決セシムルモノトス。否(しか)ラザレバ、其投票ニ於テ、如何ナル奸策ヲ行フモ難計(はかりがたき)ヲ懼ル。

九、裁判官ハ元老院ニ於テ預選シ、皇帝之ヲ命ズルコト。

評九 吾輩試験法ヲ以テ任用スルノ所見ナレバ、敢テ賛セズ。

(以下・途中割愛)

(以下・=貴族院否認・二院制肯定論・所見)

世人或ハ代議士院ノ外ニ華族院ヲ置カンコトヲ論ズルノ皮相者アリ。余ハ夢ニダモ想ヒ能(あた)ハザル程ノコトナレドモ、筆次試(こころみ)ニ之ヲ略論セン。歐洲諸国貴族院ヲ置クモノ往々之レアリト雖ドモ、常ニ君主ニ諂事(てんじ)シ、之ガ威權ヲ助け、平民ノ自由ヲ抑制スル階梯トナラザル者少シ。独リ英国ノ貴族ハ、漸有ノ権力ヲ以テ能ク君主ノ暴政ヲ扞制(かんせい)シ、保守ノ老練ニ因テ平民ノ競争ヲ抑停(よくてい)ス。是レ彼ノ貴族ガ千二百年代ニ於テ、平民ト相合(貴族ノ力十分ノ九ニ居ル)シ、彼(かの)有名ナル「マグナカルタ」(ノ約定八千二百十五年ニ在リテ、人民ノ代議士ヲ下院ニ出セシハ〔千〕二百六十三年ナリ)ヲ約定シテ人民ノ権利ヲ伸達シ、代民院ヨリモ早く貴族院ヲ創立シ、且(かつ)積約(せきやく)ノ威重ニ因テ今日ニ至ル迄君民政權ノ權衡ヲ保テルハ、独リ英国時勢ノ由来ニ於テ止(や)ムヲ得ザル所以(ゆゑん)ノ者ニシテ、我国華族ノ如キ無氣無力ノ者ト年ヲ同(おなじう)シテ論ズベカラズ。夫レ我国華族(大小名)ハ藩政奉還迄ハ非常ノ権力ヲ有(西南ノ大藩ニ限レドモ)シ、間接若(もし)クハ直接ニ朝政ヲ可否改定スルノ権ヲ有セシガ故ニ、好機会ナル藩政奉還ノ際ニ当リ、同族相一致シテ立憲政体ノ創立ヲ皇帝ニ請願セシナレバ、今我輩人民ガ千辛万苦之ガ創立ヲ図ルニモ及バズ、夙(つと)ニ其成蹟ヲ見ルニ至ルベカリシニ、国家ノ盛衰安危ヲ見ルコト痛痒相關セザル者ノ如クニシテ、此(かく)ノ如キ好機会ヲ閑過〔看過〕シ、今ニ於テ些(いささか)ノ感覺ヲ起ス

者アルヲ聞カズ。如何ゾ如此(かくのごとき)無精神ノ華族ヲシテ、人民ニ大功アル英国貴族ト一般、国家ノ大権ニ参決スルノ権利ヲ特有セシムベケンヤ。ヨシヤ吾輩平民ガ代テ大権ヲ皇帝ノ掌裏ヨリ分取シ来リ、分(わかち)テ彼レニ与フルモ、之ヲ使用スルノ方法モ知ラザルベシ、之ヲ保有スルノ気力モ無カルベシ。

然ラバ則チ代議士ノ一院ヲ以テ足レリトスルカ。曰ク、否(い)ナ。若(も)シ代議士院ノミヲ創立シテ立法ノ権柄(けんぺい)ヲ専有スル時ハ、偏(ひとえ)ニ民権ノ過強ニ失シ、政柄(せいへい)ノ権衡ヲ得ズ、却テ国家ノ安寧幸福ヲ保ツコト能ハザルニ至ルベシ。余友小野梓氏ハ代民一院(方今希臘<ギリシア>国ニテハ代民ノ一院而已<のみ>ヲ置ク)ヲ以テ足レリトスルノ説ヲ唱へ、或ハ雄弁ノ舌ヲ鼓(こ)シ、数回ノ演説ヲナシテ、或ハ椽大(てんだい)ノ筆ヲ揮(ふるつ)テ若干ノ論文ヲ著(あは)セリ。然レドモ江湖贊成者ノ少ナキヲ以テ之ヲ見ル時ハ、政学上ノ理論ハ少(しば)ラク之ヲ措(お)キ、方今我国ノ輿論ノ容レザル所タル知ル可(べ)キナリ。又史ニ頼(よつ)テ之ヲ徴スレバ、独逸(ドイツ)古制ノ如キハ三院ヲ置キ、方今瑞典(スエーデン)ノ如キハ四院ノ旧法ヲ改メズ。此(こ)ハ是レ上古封建時代ノ遺物ニシテ、今日開明ノ人情ニ適セザルハ論ヲ俟(また)ザルナリ。故ニ余ハ長城氏等ノ起草ニ倣(なら)ヒ、稍(やや)其方法ヲ改メ、代議士院ノ外、別ニ元老院ヲ創立スルヲ以テ可トスルコトヲ主張シ、兼テ江湖諸有志ノ贊成ヲ請ハント欲ス。

余ガ引用スル各国憲法ノ如キハ、僅ニ記憶スル所ノ者ニ限り、他ノ諸書ニ就キ牽搜(けんさう)セシモノニアラザレバ、素(もと)ヨリ読者ノ意ニ飽カシムルニ足ラズト雖ドモ、余ハ只(ただ)一ニ証例ノ一助トナサンガ為メニ過ギザレバ、読者若シ各国憲法ノ諸款ヲ遂比(ちくひ)セント欲セバ、世自(よおのづと)其書ニ乏シカラズ、自ラ就テ之ヲ覓(もと)ムベシ。

余ハ今筆ヲ閣(お)カントスルニ臨ミ、数言ヲ陳ジ、他日憲法起草ノ委員トナルベキ諸人ニ告ゲント欲ス。嗟(ああ)諸有志ヨ、試ニ欧洲各国ノ歴史ヲ繙(ひもと)キテ見ヨ。古来民権ヲ拡張シ、憲法ヲ約定スル、甞(ただ)ニ紙上ノ議論若(もし)クハ請願ヲ以テ之ガ創立ヲ得、又君主ノ恩惠ヲ以テ設定セラレタル憲法ノ鞏固ヲ得シ者、夫レ幾希(いくばく)カアル。眼ヲ転ジテ近古我国ノ形勢ヲ察セヨ。恐レ多クモ一天万乗ノ皇帝ニシテ、一進一退皆武門ノ束縛ヲ受ケ玉ヒ、僅カニ爵位ヲ除任〔叙任〕スルノ権ヲ有スルニ過ギズ。夫(それ)サヘモ多クハ將軍ノ上奏ヲ可スルガ如キ有様ニテ、朝廷ノ權威ハ極微極衰ニシテ、数郡ヲ有スル一諸侯ニモ如(し)カザリシガ、徳川氏ノ末路ニ至リ、時勢ノ風潮ニ攪起セラレタル諸有志四方ニ輩出シ、幾苦幾辛ヲ嘗(なめ)テ、卒(つい)ニ此朝政復古ノ盛業ヲ成(せい)スルニ至レリ。而シテ此成業ヤ他ノ計術アルニ因ルニアラズ、名議〔名義〕ノ正シキト有志者ノ身ヲ以テ国家ノ犠牲ニ供スル百敗不撓ノ

精神トニ外ナラザルナリ。今ヤ諸有志者、民権ヲ拡張シ、自由ノ権ヲ保有セント欲ス。宜ク天稟(てんぴん)ノ権利ヲ復スル正義ニ頼リ、彼欧洲各国人民ガ各自ノ身産ヲ国家公共ノ為メニ抛指シ、幾多ノ人命ヲ民権自由ノ犠牲ニ供セシガ如ク百敗其志ヲ回(めぐら)サズ、斃(たふれ)テ息(や)ム矣(い)ノ精神ヲ以テ百方智略ヲ逞(たくましく)シ、誓テ民権ヲ回復スベキナリ。夫レ吾輩ハ治人ノ誘導ヲ受ケテ只管(ひたすら)之ニ依頼スト世人ノ嘲笑ヲ蒙リタル羅馬(ローマ)ノ人種ニモアラス。彼藩政ノ時ニ当リテハ、仮令(たとひ)成文ノ法制ハナキニセヨ、常ニ間接若(もし)クハ或時ニ於テハ直接ニ政事ニ参与シ、藩主ヲシテ人心ニ背馳シテ施政スルコトヲ得ザラシメ、且天子ガ身体自由ヲ得、政權ヲ復セシ改革ヲモ成就セシモノ共ナリ。況(いはん)ヤ今我国今日ノ文化ハ、英国千二百十五年、「マグナカルタ」ヲ約定セシ頃(こ)ロニ比スレバ、其開進度、智者ヲ待タズシテ知ルベキナリ。嗚呼(ああ)有志者ヨ、尚早論者ノ盲説ニ誘惑セラル、コトナク、蹉跎(さてつ)ノ万死ヲ顧ズ、公共ノ事業ヲ勉メ、後人ノ続カザルヲ慮(おもんばか)ラズ、天稟ノ性分ヲ尽シ、大東洋中ノ一孤島ニ於テ金甌(きんわう)無欠ノ最良憲法ヲ約定シ、遠ク英国ノ上ニ駕シ、全世界万国ニ向テ誇称センコトヲ勉メテ惰(おこた)ルコトナカレト云フ。

世人或論以下、何レモ大賛成々々。

〔「小田為綱文書」〕